

令和3年7月27日

自由民主党香川県支部連合会
会長 平井卓也 殿

香川県商工会議所連合会
会長 泉雅文

最低賃金改定に関する要望書

新型コロナウイルス感染症拡大による影響が長期化し、香川県においても、幅広い業種に極めて深刻な経済的影響が生じています。

こうした中、中央最低賃金審議会において、地域別最低賃金額改定の目安として全国加重平均額で引上げ額 28 円、率 3.1%と、昭和 53 年度に目安制度が開始されて以来、最高額となる大幅な引上げが商工会議所の意見を取り入れずに決定したことは極めて遺憾であり、中小企業・小規模事業者の実態や痛みを理解していない結論と言わざるを得ません。

最低賃金は、すべての企業に一律に強制力を持って適用されることから、長引くコロナ禍により、飲食業や宿泊業を中心に極めて厳しい業況の事業者が多い今年度については、日本商工会議所を通じ「現行水準を維持」することを強く主張してまいりました。

今後、審議が行われる香川県地方最低賃金審議会においては、政府方針や中央最低賃金審議会の答申・目安額の決定を追認するのではなく、香川県内の中小企業・小規模事業者や地域経済の窮状をしっかりと考慮した議論が進められ、香川県内の中小企業・小規模事業者にとって納得できる結論を導き出していきたいと考えています。

こうした声を無視し、万が一、最低賃金の引上げが実施される場合には、政府による中小企業切り捨てのメッセージと受け止められかねないことから、引上げを主導した政府の責任において、コロナ禍の影響に苦しむ中小企業・小規模事業者の存続と雇用維持を最優先に考えた支援に万全を期していただきたい。

具体的には、事業継続への支援として、飲食業や宿泊業等をはじめとするコロナ禍の影響の大きい中小企業・小規模事業者を対象とした、新分野展開や業態転換、販路拡大に係る各種補助金の特別枠の創設並びに補助率の拡充を図るとともに、雇用維持への支援として、雇用調整助成金の特例措置の延長に加え、必要となる財源全額の一般会計による負担を図るなど、予備費の活用や令和3年度第1次補正予算等において、これまで以上の経済対策を講じていただきたい。